

議案第 6 2 号

関市有線放送施設条例の一部改正について

関市有線放送施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 6 年 9 月 2 日提出

関市長 尾 関 健 治

提案理由

指定管理者制度の導入に伴い、この条例を定めようとする。

関市有線放送施設条例の一部を改正する条例

関市有線放送施設条例（平成16年関市条例第80号）の一部を次のように改正する。

第5条中「市長」の次に「（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に施設の管理を行わせる場合は、指定管理者。次条及び第8条において同じ。）」を加える。

第12条を第16条とし、第11条を第15条とし、第10条の次に次の4条を加える。

（指定管理者による管理等）

第11条 市長は、施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、指定管理者に施設の管理を行わせるものとする。

2 指定管理者の指定の手続等については、関市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年関市条例第17号）の定めるところによる。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第12条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- （1） 施設の維持管理に関する業務
- （2） 施設の使用の許可及び制限に関する業務
- （3） 施設の運営に関する業務
- （4） 第14条に規定する利用料金の収納等に関する業務
- （5） 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める業務

（指定管理者が行う管理の基準）

第13条 指定管理者は、法令、この条例、この条例に基づく規則その他市長の定めるところに従い、施設の管理を行わなければならない。

（指定管理者が収受する利用料金）

第14条 加入者は、指定管理者が施設の管理を行う場合は、施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）をあらかじめ指定管理者に支払わなければならない。

2 利用料金は、指定管理者の収入として収受させるものとする。

3 利用料金は、第6条及び第7条に定める額の範囲内であらかじめ市長の承認

を受けて、指定管理者が定めるものとする。

- 4 市長は、前項の規定により指定管理者が利用料金を定めたときは、速やかにこれを告示しなければならない。
- 5 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、返還しない。ただし、加入者の責めに帰さない理由により施設を使用することができないときのほか指定管理者が特に必要と認めたときは、その全部又は一部を返還することができる。
- 6 指定管理者は、市長が別に定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。